

午後8時以降受付往散案

P2
51

※総第

087352号001公館宛 GM5497-02

※暗略

暗・略

電信案

0712
0712
0712

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 01
審議官
参事官
北京アジア課長
地域調整官
首席事務官

※発電係

1

51

起案

昭和2年4月19日

起家者

電話番号

番匠 2416

FAX

協議先

秘密指定解除

公文書監理室

2
9
外務省
総務課
秘書課

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

韓国

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

在韓被爆者協会 年会長一行の陳情

主管・文書記号

アヒ

※電番

第548号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大至急 至急

大使・総領事あて

普通 (優先処理)

※

03735249

優先

KANKOKU

F電

GB-1

外務省

回覧番号

82

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六二・〇・六改正)

1. 在韓被爆者協会辛会長等訪日団（五十嵐衆議院議員（社）、高木弁護士等同行）は19日午後、外務省を訪れ（当方アジア局川島審議官対応）、3月22日に在韓大を通じ日本政府に提出した声明文を紹介した後、以下の通り要請方陳情越した。

（1）在韓被爆者が求めているのは、まず日本政府による謝罪の言葉であり、それを率直に表明して欲しい。

（2）18日の国会答弁で在韓被爆者問題のための基金の考えが表明された由なるも、事実関係如何。

（3）在韓被爆者対策に関しては、被爆者自身の意見が尊重されるよう、日本政府の協力を希望。

2. これに対し川島審議官は以下の通り発言。

（1）在韓被爆者の方々が戦後40年以上も苦しんでおられることは誠にお気の毒。法的には請求権の問題は解決済みだが、歴史的、人道的観点から日本政府としても可能な限り努力したい。

（2）中山大臣が昨日の国会で在サハリン韓国人問題につき「すまなかった」と答弁したが、右は在韓被爆者問題にもあてはまるもの。日本政府として心からすまなかったという気持ちである。

（3）本問題に対する韓国側の強い気持ちは承知しており、来たるべき盧泰愚大統領の訪日を契機に、過去に起因する問題は解決したいとの考えで最大限努力している。ただし、具体的なことは政府部内で調整中であり申し上げられない。

（4）在韓被爆者の意見尊重については、現在の拠出金でも韓国政府・韓赤との間で然るべきガイドラインを設けており、趣旨からも当然。

3. 審議官の発言につき、代表の中より「かかる話を日本政府から聞いたのは感激、皆で拍手したい。」旨発言あり。

4. 尚、本件につき、19日夕のNHKニュース等で、「日本政府が在韓被爆者問題に関して始めて公式に謝罪した」として報道されたが、政府としては、従来よりの姿勢を特段変更した訳ではなく、日本側の気持ちをより平明・率直に表現したもの。その意味で、18日の大臣の答弁と文脈を一にするもの。
(了)

午後8時以降受付往電案

P2

※総第 037352号001公館宛 GM5497-02
昭和2年4月19日 略
2時 5分 12秒 受付

011
071
071

電 信 案

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	アジア局長 審 議 官 参 事 官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 昭和2年4月19日 手成 起案者 電話番号 番匠 2416
	協議先 総務課 総務課長	

秘密指定解除
公文書監理室

(外務省
総務課
総務課長)

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 韓 国	大 使 総領事 あり	外務大臣 発
件 名 在韓被爆者協会 辛会長一行の 陳情		
主管・文書記号 アヒ	※電番 第548号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使・総領事あり	パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)
(ハ○字)		
※		
03735249 優先 KANKOKU F電		
GB-1	外 務 省	回覧番号

(※印欄内は電信課記入)
(昭和六二・一〇・六改正)

1. 在韓被爆者協会辛会長等訪日団（五十嵐衆議院議員（社）、高木弁護士等同行）は19日午後、外務省を訪れ（当方アジア局川島審議官対応）、3月22日に在韓大を通じ日本政府に提出した声明文を紹介した後、以下の通り要請方陳情越した。

（1）在韓被爆者が求めているのは、まず日本政府による謝罪の言葉であり、それを率直に表明して欲しい。

（2）18日の国会答弁で在韓被爆者問題のための基金の考えが表明された由なるも、事実関係如何。

（3）在韓被爆者対策に関しては、被爆者自身の意見が尊重されるよう、日本政府の協力を希望。

2. これに対し川島審議官は以下の通り発言。

（1）在韓被爆者の方々が戦後40年以上も苦しんでおられることは誠にお気の毒。法的には請求権の問題は解決済みだが、歴史的、人道的観点から日本政府としても可能な限り努力したい。

（2）中山大臣が昨日の国会で在サハリン韓国人問題につき「すまなかった」と答弁したが、右は在韓被爆者問題にもあてはまるもの。日本政府として心からすまなかったという気持ちである。

（3）本問題に対する韓国側の強い気持ちは承知しており、来たるべき盧泰愚大統領の訪日を契機に、過去に起因する問題は解決したいとの考えで最大限努力している。ただし、具体的なことは政府部内で調整中であり申し上げられない。

（4）在韓被爆者の意見尊重については、現在の拠出金でも韓国政府・韓赤との間で然るべきガイドラインを設けており、趣旨からも当然。

3. 審議官の発言につき、代表の中より「かかる話を日本政府から聞いたのは感激、皆で拍手したい。」旨発言あり。

4. 尚、本件につき、19日夕のNHKニュース等で、「日本政府が在韓被爆者問題に関して始めて公式に謝罪した」として報道されたが、政府としては、従来よりの姿勢を特段変更した訳ではなく、日本側の気持ちをより平明・率直に表現したもの。その意味で、18日の大臣の答弁と文脈を一にするもの。
(了)